

介護保険 住宅改修の手引き

介護保険住宅改修とは、要介護(要支援)認定を受けて在宅生活をしている人が、生活を送るために小規模な住宅改修を行った場合、その一部を支給するものです。工事を行う前に事前申請が必要となります。改修前に、必ずケアマネジャーもしくは地域包括支援センターにご相談ください。

◆ 対象要件

- ・ 保険者が那珂川市の方。
- ・ 要介護(要支援)の認定をもっている方。
- ・ 原則として介護保険被保険者証に記載の住所地で、実際に居住している住宅が対象。
- ・ 工事内容が介護保険の給付対象であり、事前申請書類の理由書にて住宅改修の必要性が確認できる方。
- ・ 本人が在宅で生活している方。(入院・入所・外泊は不可)

※ 入院(入所)中であるが、退院(退所)予定が近く、在宅復帰に向けての住宅改修が必要な方は、入院(入所)中に住宅改修申請が可能です。但し、償還払い方式の申請が必要です。

◆ 給付対象となる住宅改修の種類

| 改修種別 | 内容 |
|-------------------------------------|--|
| 1 手すりの取り付け | ★居室、浴室、トイレ、廊下、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒や移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するもの。 ※工事で固定しない手すりは住宅改修の支給対象にはならない。 |
| 2 段差の解消 | ★居室、浴室、トイレ、廊下、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差及び傾斜を解消するために行うもの。敷居を低くする、スロープを設置する、床のかさ上げ等の工事が対象。 ※取り付け工事で固定しないスロープや敷台等、昇降機等段差を解消する機器の設置工事は住宅改修対象にはならない。 |
| 3 滑りの防止や、移動を円滑にする等のための床または通路面の材料の変更 | ★居室においては畳敷きから板張り、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。 |
| 4 引き戸等への扉の取替え | ★開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り換えるといった扉全体を取り替える工事のほか、扉の撤去、ドアノブの変更や戸車の設置も住宅改修対象となる。 |
| 5 洋式便器等への便器の取替え | ★和式便器を洋式便器に取り替える工事。既存の便器の位置や向きを変更する場合も含む。 |
| 6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 | ★①手すりの取り付けのための壁の下地補強。 ②浴室の床の段差解消(浴室のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置。 ③床材の変更のための下地補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤整備。 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化は除く)、床材変更。 |

◆ 保険給付

要介護・要支援状態区分にかかわらず、支給限度基準額は20万円です。20万円の工事を上限として、利用者負担は負担割合額(1割～3割)と上限額を超えた費用です。残りの額については介護保険より支給されません。支給限度額20万の範囲内であれば、何回かに分けて申請することができます。また、要介護状態区分が著しく重くなった場合や転居した場合については、条件によって支給限度基準額の利用が再度認められる場合があります。

※ 複数の業者に見積もりを依頼して、工事内容を検討されるようお願いいたします。

住宅改修金額 → 負担割合額(自己負担1割～3割額) + 介護保険支給額 + (上限を超えた額)

介護保険 住宅改修の手引き

◆ 支給申請種類（支給申請は2通りの方法があります。）

- 1 償還払い・・・ 利用者が改修費用の全額を一時立て替えて事業者に支払い、後から介護保険給付額の払い戻しを那珂川市から受けます。

入院中、入所中の方は償還払い申請で、退院、退所を確認後に保険給付となります。

※ 退院・退所ができなかった場合は、保険給付を受けることは出来ません。

- 2 受領委任払い・・・ 利用者が負担額（負担割合額と上限を超えた場合はその額）を業者に支払い、介護保険支給額については那珂川市が業者に支払います。

※ 要介護認定新規や変更の申請中、または入院中の人は受領委任払いの利用はできません。

※ 給付制限を受けている場合は、受領委任払いの利用はできません。

◆ 申請の流れ

① 相談

- ・ 要介護（要支援）認定をもち居宅介護サービスを受けている方は、担当のケアマネジャーに相談してください。
- ・ 居宅介護サービスを利用していない方は、那珂川市の第1又は第2地域包括支援センターに相談してください。

② 施工業者の選定

③ 事前申請

事前申請に必要な書類を那珂川市高齢者支援課介護保険担当に提出してください。書類の提出はケアマネジャーや施工業者に依頼することもできます。

③ 現地確認

状況によっては、那珂川市の介護保険担当職員が、ご自宅を訪問して現地調査する場合があります。

④ 住宅改修の着工

事前申請の確認後、着工了承の連絡を行います。必ず、了承の連絡を受けた後に着工をしてください。

了承の連絡方法は、支給方法によって異なります。

- | | | |
|---|-----------|--|
| { | 償還払い・・・ | 那珂川市より施工業者に着工の連絡をします。 |
| | 受領委任払い・・・ | 利用者宅に、給付券と施工業者宛請求書を送付します。給付券確認後に着工してください ※希望によっては、市が販売業者に預けます。 |

※ 事前申請と異なる工事は、住宅改修費を支給することができません。工事内容を事前申請内容と変更する場合は、高齢者支援課介護保険担当にご連絡ください。

⑤ 住宅改修完了後の支給

住宅改修完了後、施工業者に費用を支払ってください。

- | | | |
|---|-------------|---|
| { | 償還払い..... | 費用の全額を施工業者に支払ってください。後日介護保険支給額が那珂川市から利用者に支払われます。 |
| | 受領委任払い..... | 施工業者に費用の負担割合額（1割額～3割額）を支払ってください。その際、利用者が署名した給付券を施工業者に渡してください。 |

⑥ 完了報告の書類提出、住宅改修費の支給

完了報告に必要な書類を高齢者支援課介護保険窓口に提出してください。提出はケアマネジャーや施工業者に依頼することもできます。書類確認後、那珂川市から住宅改修費を支給します。支給には完了報告から概ね1カ月かかります。

介護保険 住宅改修の手引き

◆ 事前申請に必要な書類

| | 提出書類 | 留意事項 |
|---|---|--|
| 1 | 住宅改修申請チェックリスト (申請時提出用) + 住宅改修支給申請書 (給付券利用者用 又は 償還払い利用者用) | ①口座は原則被保険者本人の口座。 (口座をもっていないなどの理由で家族の口座へ振り込みを希望する場合は、委任状の提出が必要です。) ※受領委任払いの場合は口座を記載する欄はありません。 ②被保険者証等を参考に正確に記載してください。 |
| 2 | 工事費見積書 | ①材料費、施工費、諸経費等を適切に区分し記載してください。 ②材料については、商品名、規格、寸法、単価を可能な限り記載してください。 ③住宅改修の種類を明記してください。(例:廊下の手すり) ④改修箇所の写真に記した番号を、見積書にも記載してください。 |
| 3 | 家屋全体及び改修箇所が判る見取り図 | ①本人の居室、改修箇所の生活動線がわかるように記載してください。(段差解消については、段差の高さを明記する) ②改修箇所ごとに番号をつけ、同じ番号を写真に記載してください。 ③部屋名は、「住宅改修が必要な理由書」「見積書」「住宅改修前後の写真」において統一したものを使用してください。 |
| 4 | 住宅改修が必要な理由書 | 理由書の作成は次の者が行うことができます。 ・居宅サービス計画書を作成するケアマネジャー ・地域包括支援センター職員 ・作業療法士 ・理学療法士 ・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者(資格証の写しを添付してください。但し、令和5年4月以降に一度添付すれば、それ以降の添付は不要です。) ※理由書の作成は、基本的には居宅サービス計画書等を作成するケアマネジャー及び地域包括支援センターの担当職員が行います。理由書作成者と利用者の居宅介護サービス計画作成者とが異なる場合、理由書作成者はケアマネジャーと十分に連絡調整を行う必要があります。 |
| 5 | 居宅介護サービス計画書の週間表(3表)及び担当者会議録(4表) | ・介護保険の居宅サービスを利用している場合に提出が必要です。 ・要支援の方の場合は、介護予防サービス計画書を提出してください。 ・ケアマネジャーとの契約がない方は介護保険担当へお伝えください。 |
| 6 | 住宅所有者の承諾書 | 家屋の所有者が本人以外の場合に提出が必要です。 ・所有者が本人以外の家族の場合 ・賃貸契約を結んでいる場合等 |
| 7 | 改修前の写真 | ①日付入りのカラー写真であること。カメラに日付機能がない場合は、黒板・紙などを利用して写真の中に日付を入れてください。 ②改修箇所すべての写真を提出し、見取り図の番号を写真にも記載してください。 ③写真中に改修内容を図で明記してください。 |

◆ 完了報告に必要な書類

| |
|-----------------------------|
| 償還払いの場合の提出書類 |
| ① 利用者が支払った住宅改修費用10割額の領収証の原本 |
| ② 住宅改修後の写真 |
| 受領委任払いの場合の提出書類 |
| ① 利用者が署名した給付券 |
| ② 住宅改修費介護保険支給額の請求書 |
| ③ 利用者が支払った負担割合額の領収証の原本 |
| ④ 住宅改修後の写真 |

介護保険 住宅改修の手引き

◆ 要介護状態が著しく重くなった場合の例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記の区分が3段階以上上がった場合(3段階リセット)に、例外的に、改めて支給限度基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。(初回分の住宅改修について支給限度支給額の残額があっても、追加分に持ち越されず20万円となります。)

※ なお、この例外は、同一被保険者について1回のみ適用されます。

◎要介護区分の段階

| 要介護区分 | 段階 |
|------------------|------|
| 要支援1・旧要支援・経過的要介護 | 第一段階 |
| 要支援2 | 第二段階 |
| 要介護1 | |
| 要介護2 | 第三段階 |
| 要介護3 | 第四段階 |
| 要介護4 | 第五段階 |
| 要介護5 | 第六段階 |

◎要介護区分の3段階以上上がって改めて20万円の住宅改修費が受けられる例

| 初回の住宅改修着工日の要介護状態区分 | 追加の住宅改修着工日の要介護区分 |
|--------------------------|--|
| 要支援1・旧要支援・経過的要介護 (第一段階)⇒ | 要介護3(第四段階) 要介護4(第五段階) 要介護5(第六段階) |
| 要支援2 要介護1 (第二段階)⇒ | 要介護4(第五段階) 要介護5(第六段階) |
| 要介護2 (第三段階)⇒ | 要介護5(第六段階) |